

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年11月11日
【会社名】	オリンパス株式会社
【英訳名】	OLYMPUS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役 代表執行役社長兼CEO 竹内 康雄
【本店の所在の場所】	東京都八王子市石川町2951番地
【電話番号】	東京3340局2111番（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部門バイスプレジデント 青柳 隆之
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿2丁目3番1号 新宿モノリス
【電話番号】	東京3340局2111番（代表）
【事務連絡者氏名】	IR部門バイスプレジデント 櫻井 隆明
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 17,674,470円 （注）本募集金額は1億円未満ではありますが、企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第5項第2号の金額通算規定により、本届出を行うものであります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	5,940株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 本有価証券届出書の対象とする当社普通株式の発行は、2022年11月11日付の代表執行役決定に基づくものです。

2. 募集の目的及び理由

当社では、2018年3月期に第151期（2019年3月期）までの取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対する株式報酬として業績連動型株式報酬（PSU）制度（以下「PSU制度」といいます。）を導入しました。2019年6月の指名委員会等設置会社への移行後も、執行役に対する株式報酬としてPSU制度を設定するとともに、取締役（社外取締役を含む）及び執行役に対し「企業価値の最大化を図り様々なステークホルダーの期待に応える」という意識を強く持たせ、その責務に相応しい処遇とすることを基本方針とし報酬制度の見直しを行ってまいりましたが、その一環として2021年3月期より取締役（社外取締役を含む）及び執行役に対する株式報酬として事後交付型譲渡制限付株式報酬（RSU）制度（以下「RSU制度」といいます。）を導入しました。なお、取締役及び執行役については、株式保有ガイドラインを設定するとともに、執行役についてはクローバック条項を設定しており、無償取得事由が発生した場合には、執行役に支給した株式を当社が無償取得します。

本自己株式処分は、以下に記すRSU制度に基づき、割当予定先である退任執行役に対する株式報酬として行うものです。

[RSU制度の概要等]

執行役に対するRSU

RSUは、譲渡制限期間を3年とし、譲渡制限期間の開始時点で株数を決定し、3年経過後にその数の株式を支給します。対象者が譲渡制限期間内に報酬委員会が認める正当な事由により退任した場合には、退任月を含む在任月数で按分し、相当する数の株式を支給します。なお、退任執行役に対し2022年3月期以降に付与されたRSUについては、退任から6か月経過後に報酬委員会が権利確定を決議した上で、株式を支給します。

以上に基づき、退任執行役1名に対し2022年3月期付与のRSU（FY2022-RSUといいます。）に係る株式を支給することを決定しました。

Transformational FY22-RSU

2019年3月期を評価対象期間の開始とし2021年3月期を評価最終年度とするPSU（以下「18PSU」といいます。）の支給率は0%であったものの、報酬委員会は、新型コロナウイルス感染症の拡大により事業環境が大きく影響を受け、18PSU支給対象者である執行役は2022年3月期以降につながる成果を創出していると判断しました。これを踏まえ、企業価値の最大化、株主価値の向上に引き続き邁進するとともに株主との利害の共有を強化するために有効な報酬を執行役に対して支給することが必要と考え、「Transformational FY22-RSU」の付与を2021年4月27日開催の報酬委員会にて決定しました。

Transformational FY22-RSUは、18PSU支給対象者である執行役のうち、2022年3月期も引き続き任に当たる者を対象として、付与日を2021年4月1日とし、3年後の2024年3月31日または退任から6か月経過後に報酬委員会が権利確定を決議し株式を支給するRSUです。

以上に基づき、退任執行役1名に対しTransformational FY22-RSUに係る株式を支給することを決定しました。

3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

4. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	5,940株	17,674,470	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	5,940株	17,674,470	-

(注) 1. 「第1【募集要項】 1【新規発行株式】 (注) 2. 募集の目的及び理由」に記載のRSU制度に基づく割当対象者に割り当てる方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 現物出資の目的とする財産は、RSU制度に基づき、事後交付型株式報酬として支給された金銭報酬債権であり、その内容は以下のとおりです。

	割当株数	払込金額（円）	内容
執行役（退任者）1名	2,641株	7,858,295.5	FY2022-RSU
執行役（退任者）1名	3,299株	9,816,174.5	Transformational FY22-RSU

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
2,975.5	-	100株	2022年11月28日～ 2022年12月8日	-	2022年12月9日

(注) 1. 「第1【募集要項】 1【新規発行株式】 (注) 2. 募集の目的及び理由」に記載のRSU制度に基づき、割当対象者に割り当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であり、恣意性を排除した価格とするため、2022年11月10日（代表執行役決定日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である2,975.5円としております。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 本自己株式処分は株式報酬として付与された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行われるため、金銭による払込みはありません。

4. 割当対象者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
オリンパス株式会社 人事総務	東京都新宿区西新宿2丁目3番1号 新宿モノリス

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
-	-

(注) RSU制度として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】**(1)【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
-	64,000	-

- (注) 1. 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等であります。

(2)【手取金の使途】

本自己株式処分は、RSU制度に基づき、株式報酬として付与された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行われるものであり、金銭による払込みはありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】**1【割当予定先の状況】**

当社の執行役（退任者）

a. 割当予定先の概要	氏名	田口 晶弘
	住所	東京都品川区
	職業の内容	会社役員
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社普通株式48,438株を保有しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 出資関係については、2022年9月30日現在の所有株式数を記載しております。

c. 割当予定先の選定理由

当社では、執行役に対し「企業価値の最大化を図り様々なステークホルダーの期待に応える」という意識を強く持たせ、その責務に相応しい処遇とすることを基本方針とし、RSU制度を導入しています。本自己株式処分は、当社の執行役（退任者）は、執行役としてRSU制度における割当対象者であったことから、割当予定先として選定しました。

d. 割り当てようとする株式の数

当社の執行役（退任者）1名 5,940株

e. 株券等の保有方針

執行役に対しては、以下の通り株式保有ガイドラインを定めております。

・就任後5年を目途に基本報酬年額の5倍に相当する当社普通株式を保有することに努める。

なお、退任者に対しては、当社普通株式について継続保有に関する書面での取り決めは行っておりません。

f. 払込みに要する資金等の状況

本自己株式処分は、「第1【募集要項】 1【新規発行株式】 (注) 2. 募集の目的及び理由」に記載のRSU制度に基づき、割当対象者に支給する金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行われるため、各割当対象者について、金銭による払込みはありません。

g. 割当予定先の実態

当社は、割当対象者(退任者を含む)に対し、ダウ・ジョーンズ社のコンプライアンスデータベースを活用して、反社会的勢力との一切の取引等の関わりの有無について確認を行っており、当社は、割当対象者が反社会的勢力とは何らの関係がないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

当社普通株式には、会社法に基づく譲渡制限は付されていません。

3【発行条件に関する事項】

a. 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

本自己株式処分における払込金額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、2022年11月10日(代表執行役決定日の前営業日)の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である2,975.5円としております。

上記の払込金額については、代表執行役決定日直前の市場株価であり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠しておりますので、合理的で、かつ特に有利な金額に該当しないものと判断しております。

b. 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本自己株式処分に係る株式数は、5,940株であり、これは2022年9月末時点の当社の発行済株式総数1,285,892,000株に対して0.0005%(2022年9月末時点の総議決権個数12,729,827個に対する割合0.0005%)の希薄化が生じます。本自己株式処分による希薄化は軽微であり、また、本自己株式処分は、株式報酬として当社の割当対象者に対して行われるものであり、株主との一層の価値共有を図るとともに、中長期的な業績向上に対するインセンティブを有効に機能させることに繋がると考えられることから、本自己株式処分による希薄化の規模は、合理的であると判断しています。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行 (株)(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	238,194	18.71	238,194	18.71
(株)日本カストディ銀行(信託 口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	83,203	6.54	83,203	6.54
JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人 (株)みずほ銀行)	イギリス ロンドン (東京都港区港南2丁目15番1号)	74,905	5.88	74,905	5.88
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	アメリカ マサチューセッツ (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	50,543	3.97	50,543	3.97
(株)SMBC信託銀行(株)三井住友銀行退職給付信託口)	東京都千代田区丸の内1丁目3番2号	39,509	3.10	39,509	3.10
(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	30,522	2.40	30,522	2.40
THE BANK OF NEW YORK MELLON AS DEPOSITARY BANK FOR DEPOSITARY RECEIPT HOLDERS (常任代理人 (株)三井住友銀行)	アメリカ ニューヨーク (東京都千代田区丸の内1丁目1番2号)	29,462	2.31	29,462	2.31
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT BRITISH VIRGIN ISLANDS/U.K. (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	アメリカ マサチューセッツ (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	27,196	2.14	27,196	2.14
日本生命保険(相)	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	21,258	1.67	21,258	1.67
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 (株)みずほ銀行)	アメリカ マサチューセッツ (東京都港区港南2丁目15番1号)	20,758	1.63	20,758	1.63
計		615,555	48.36	615,555	48.36

(注) 1. 2022年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 株式数は千株未満を切り捨ててにて表示しております。「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。

3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、2022年9月30日現在の総議決権個数(12,729,827個)に本自己株式処分により増加する議決権数(59個)を加えた数(12,729,886個)で除した数値です。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第154期（2022年3月期）（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日） 2022年6月21日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第155期（2023年3月期）第1四半期（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日） 2022年8月9日
関東財務局長に提出

事業年度 第155期（2023年3月期）第2四半期（自 2022年7月1日 至 2022年9月30日） 2022年11月11日
関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2022年11月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2022年6月27日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2022年11月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2022年8月29日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2022年11月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2022年10月21日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2022年11月11日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2022年11月11日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

オリンパス株式会社 本店
（東京都八王子市石川町2951番地）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。